

個人情報取扱特記事項

(個人情報の漏えいの禁止)

第1 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止)

第2 受託者は、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報を、滅失、改ざん及び損傷してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄)

第3 受託者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、委託者の指示により、速やかに個人情報の掲載された資料等を返還又は廃棄しなければならない。

(個人情報の目的外使用の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止)

第5 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うために委託者から引き渡された個人情報の掲載された資料等を、複製及び複写してはならない。

(再委託の禁止)

第6 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、個人情報を取り扱う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(事故発生時における報告)

第7 受託者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等があった場合には、委託者に、直ちに報告し、その指示に従わなくてはならない。

説 明

(1) 個人情報の漏えいの禁止

委託契約によって知り得た個人情報の内容を漏えいすることを禁止するものである。

従来の契約書には、「業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない」と規定する場合が多いが、ここでいう個人情報は、秘密にあたるか否かを問わず個人に関するすべての情報をいう。

(2) 個人情報の滅失、改ざん及び損傷の禁止

実施機関から引渡された個人情報を滅失、改ざん及び損傷しないよう安全管理を義務づけるものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(3) 個人情報の掲載された資料等の返還又は廃棄

委託を受けた業務を行う際に、必要がなくなった個人情報の返還又は廃棄の義務を課したものである。

この場合の取り扱う個人情報には、実施機関から渡されたもの、業務を行うため受託者が自ら収集したものがある。

(4) 個人情報の目的外使用の禁止

委託を受けた業務を行う際に、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の目的外使用、第三者への提供を禁止するものである。

この場合の取り扱う個人情報には、実施機関から渡されたもの、又は、業務を行うため受託者が自ら収集するものがある。

(5) 個人情報の掲載された資料等の複製及び複写の禁止

実施機関から引渡された個人情報の複製及び複写を禁止するものである。

なお、業務の安全対策上、情報の二重化等により複写をする場合には、実施機関の承諾を得て行うものとする。

(6) 再委託の禁止

個人情報を取り扱う業務について、原則として再委託を禁止するものである。

なお、保管場所及び保管方法等にも留意するものとする。

(7) 事故発生時における報告

委託を受けた業務を行う際に、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は損傷等の事故が起こった場合には、個人の権利利益が侵害される危険性が非常に高いため、直ちに報告し、実施機関の指示に従う義務を課したものである。